

# いじめ防止基本方針

山梨県立都留高等学校 定時制  
令和2年4月1日

## 【はじめに】

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

## ◎いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

## 1. いじめとは

### ○いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## 2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 3. いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

### ○いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導主事(いじめ対策主任・特別支援主任)、保健主事、各年次正副担任を中心に、養護教諭、学校医、学校評議員、スクールカウンセラー等、実態等に応じて柔軟に対応する。

(1) 「いじめ対策委員会」

○ 構成員

教頭、生徒指導主事（いじめ対策主任・特別支援主任）、保健主事、各年次正副担任

○ いじめ対策委員会の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめへの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 各取組の有効性の検証
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

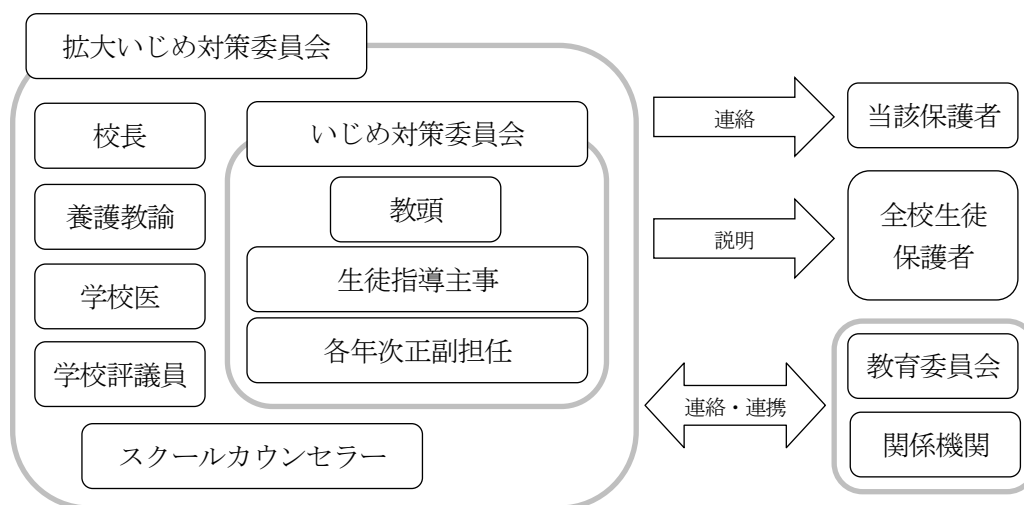
(2) 「拡大いじめ対策委員会」

○ 構成員

校長と「いじめ対策委員会」に、養護教諭、学校医、学校評議員、スクールカウンセラー等を必要に応じて加える。

※拡大いじめ対策委員会は、学校評議員会に併せて開催するほか、必要に応じて開催する。

【いじめ防止のための学校の体制】



#### 4. 年間計画

○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	実施内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒および保護者への相談窓口周知</li> <li>・新入生の「調査書」「個別面談」等による生徒状況の集約</li> <li>・いじめ対策委員会①（年間計画および問題行動等生徒状況を共有）</li> <li>・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明</li> <li>・在校生個人面談</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大いじめ対策委員会①【学校評議員会】</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会②</li> <li>・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会③</li> <li>・三者懇談（家庭での様子の把握）</li> </ul>
8月	
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施</li> <li>・いじめ対策委員会④</li> </ul>
11月	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑤</li> </ul>
1月	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施</li> <li>・拡大いじめ対策委員会②【学校評議員会】 アンケート結果報告 いじめ対応の検証</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑥（年間のまとめ 次年度に向けての対策確認）</li> </ul>

#### 5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は年6回の検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。